

令和 4 年度大磯町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度大磯町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,454 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,869,001 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 2 月 13 日提出

大磯町長 池田 東一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
18 寄附金	
	1 寄附金
19 繰入金	
	2 基金繰入金
21 諸収入	
	4 受託事業収入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,798,081	8,456	1,806,537
1,008,696	5,652	1,014,348
784,431	2,804	787,235
770,654	140	770,514
497,541	2,600	500,141
179,158	2,740	176,418
7,207	25,100	32,307
7,207	25,100	32,307
741,310	12,146	753,456
684,089	12,146	696,235
281,775	2,108	279,667
107,101	2,108	104,993
11,825,547	43,454	11,869,001

歳 出

款	項
1 議 会 費	
	1 議 会 費
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
	2 清 掃 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
8 土 木 費	
	4 都 市 計 画 費
	6 港 湾 費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 幼 稚 園 費
	5 社 会 教 育 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
141,588	266	141,854
141,588	266	141,854
2,461,774	34,422	2,496,196
1,973,560	30,212	2,003,772
88,330	4,210	92,540
3,806,608	31,568	3,838,176
2,397,796	14,382	2,412,178
1,408,712	17,186	1,425,898
1,303,686	18,653	1,285,033
541,826	579	542,405
761,860	19,232	742,628
129,345	58	129,403
129,345	58	129,403
1,481,918	1,315	1,483,233
864,457	2,247	866,704
113,423	932	112,491
537,341	791	538,132
537,341	791	538,132
1,093,329	6,313	1,087,016
232,368	4,900	237,268
154,537	6,280	148,257
148,055	4,007	144,048
238,048	926	237,122
11,825,547	43,454	11,869,001

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳運営事務事業	4,578
3 民生費	2 児童福祉費	大磯町立幼稚園認定こども園移行事業	24,948
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業(その2)	2,958
4 衛生費	2 清掃費	し尿処理事業	495
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興普及事業	2,731
8 土木費	4 都市計画費	大磯駅前広場整備事業	25,413

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和5年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和4年度～令和5年度	令和5年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額